「女性の健康の包括的支援に関する法律(仮称)」の成立を求める件

平成27年8月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、女性の職業生活においては、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境が整備されることとなった。

しかしながら、女性の健康については、女性特有の疾病をはじめ、その心身の状態が人生の各段階に応じて、大きく変化するという特性を踏まえた支援策や、女性の就業者数の増加、婚姻をめぐる意識の変化、平均寿命の伸長等、社会的状況の変化に応じた健康対策が十分に行われているとは言えない。

一方、他の先進諸国では、男女それぞれの特性に着目した新たな健康科学の概念が構築され、科学的根拠に基づいた種々多様な健康増進対策が普及しており、健康力を向上させることにより、女性の活躍を後押ししている。

女性が、人生の各段階における自己実現や社会参加を促進することは、豊かで活力 ある社会の実現につながるものであり、その健康対策は急務の課題である。

よって、国会及び政府におかれては、「女性の健康の包括的支援に関する法律(仮称)」を成立させ、ライフステージごとの心身の変化等に的確に対応した女性の健康 支援対策を総合的かつ計画的に推進されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年3月14日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣 女性活躍担当大臣

仙台市議会議長 岡 部 恒 司